

【指定区域における施設等の利用に関する公募について】(案)

飯南町が占用許可を受けた志津見ダム周辺の都市・地域再生等利用区域の指定区域における施設等(以下「河川施設等」という。)の長期間利用(6ヶ月を超える利用)に関しては、以下のとおり公募を実施します。

☐事業公募する区域

- ①志津見ダム及び周辺施設
- ②東三瓶フラワーバレー イベント広場
- ③神戸の森・多目的広場

☐公募から事業開始まで

1. 公募

- ①町が公式ホームページ等で公募

公募する施設の種類(「監査廊」「リムトンネル」、期間(最長2年間)などを提示

2. 事業計画作成、利用許可申請

- ①利用者は、事業計画書(案)を町に提出(任意様式可)

※原則、事業開始の2か月前に町担当課に提出

※地域振興に資する目的、事業期間、必要とする事業区域(面積)、事業内容等を記載

- ②町の審査、ヒアリング実施

- ③利用者は、利用許可申請書及び事業計画書(提出用)を町に提出

3. 地域協議会に意見照会

- ①事業計画書をもとに、町がビジョン推進委員会に事業内容を意見照会
- ②事業計画の修正が必要であれば、事業計画修正後、再提出

4. 飯南町との使用契約の締結

5. 条例に規定する施設利用料の納付

☐連絡先

飯南町まちづくり推進課

T E L : 0854-72-2864 / F A X : 0854-72-2221